

日本維新の会 幹事会規則

(目的)

第 1 条 本規則は、党規約第 9 条第 7 項に基づき、幹事会の運営等に関し必要な事項について定める。

(幹事会)

第 2 条 幹事会は、幹事長並びに幹事長から指名された幹事長代行、副幹事長及び幹事（以下「幹事長代行等」という。）により構成する。なお、幹事長代行等の総数は幹事長が決定する。

- 2 幹事会は、幹事長が主宰する。
- 3 幹事会は、予算の執行をはじめ、各種法人及び諸団体との交流活動に加え、政務調査会及び総務会に属さないすべての党務に関する方針を決定する。
- 4 幹事会は、幹事長を含む構成員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。
- 5 幹事会の議事は、出席者の過半数の意見をもって決する。
- 6 第 4 項の規定にかかわらず、幹事会は、回議により行うことができる。
- 7 前項に規定する回議による幹事会は、すべての幹事会構成員に回議した時点で成立したものとみなす。
- 8 幹事長は、幹事会の運営に必要な役職を定め、幹事の中から指名することができる。

(幹事長執行機関)

第 3 条 幹事長は、一号の本部事務局を指揮監督し、二号乃至六号の組織を統括する。

- 一 本部事務局（以下「事務局」という。）
- 二 選挙対策本部
- 三 学生局
- 四 ダイバーシティ推進局
- 五 国際局

- 2 幹事長は、必要と判断する場合、前項に定めるもののほか、各種法人及び諸団体との交流活動並びに党務の執行に必要な機関及びその長を置くことができる。

(本部事務局)

第 4 条 党規約第 9 条第 6 項の規定により指名された事務局長は、日本維新の会の事務局を統括し、事務局職員を指揮監督する。

- 2 事務局長の任期は、幹事長の任期に従うものとする。
- 3 幹事長は、事務局長を補佐するため、事務局長代理及び事務局次長を選任することができるものとし、決裁権限は、事務局長を上席とし、事務局長代理、事務局次長の順とする。
- 4 事務局長は、役職の指名及び事務分担を行う等事務局を組織する。

(選挙対策本部)

第 5 条 選挙対策本部は、党の選挙対策活動及び組織活動を総括する。

- 2 選挙対策本部の長（以下「選対本部長」という。）は、幹事長が兼任する。
- 3 選対本部長は、必要とされる役職を定め、選任することができる。

（学生局）

第6条 学生局は、党の学生に関する活動を総括する。

- 2 学生局の長として学生局長を置き、幹事長が幹事長代行等の中から選任する。
- 3 学生局長の任期は、幹事長の任期に従うものとする。
- 4 学生局長は、必要とされる役職並びに局員の選任、指名をすることができる。

（ダイバーシティ推進局）

第7条 ダイバーシティ推進局は、党のダイバーシティ推進に関する活動を総括する。

- 2 ダイバーシティ推進局の長としてダイバーシティ推進局長を置き、幹事長が幹事長代行等の中から選任する。
- 3 ダイバーシティ推進局長の任期は、幹事長の任期に従うものとする。
- 4 ダイバーシティ推進局長は、必要とされる役職並びに局員の選任、指名をすることができる。

（国際局）

第8条 国際局は、党の国際的な活動を総括する。

- 2 国際局の長として国際局長を置き、幹事長が幹事長代行等の中から選任する。
- 3 国際局長の任期は、幹事長の任期に従うものとする。
- 4 国際局長は、必要とされる役職並びに局員の選任、指名をすることができる。

第9条 幹事会の権限に属する事項に関して、党規約、本規則その他本党の諸規程に定めがない事項については、幹事長がその決定を行う。

附則

本規則は、決定と同時に発効する。

附則【令和4年9月9日改正】

本規則は、決定と同時に施行する。